

罰則規程

第1章 総則

第1条 本規程は罰則について規定したものである。

第2章 適応範囲

第2条 本規程は学生会則に違反した行動をとった者、学生会長が罰則の適用を必要と認めた者を対象とする。

第3条 本規程の適応範囲を超える、または、明らかに学生の対応できる範囲を超える事項に関しては、然るべき機関に判断をゆだねる。

第3章 罰則

第4条 予算を会計監査または学生会総会に不正とされた事項に使用した場合は、全額を返金しなければならない。

第5条 学生会の備品の破損については破損したものと同等のものを弁償しなければならない。

第6条 学生会からの除名。

第7条 入学時になんらかの理由により学生会費を納めることができなかったものは、入学以降に学生会役員会より納入するように指示された場合、速やかに納入しなければならない。

第4章 罰則の執行

第8条 総会、又は学生会執行部での1/2以上の可決をもって罰則は執行される。